

○木材産業等高度化推進資金

資金種類		貸付対象事業(資金)	貸付対象者	貸付限度額	その他貸付条件
事業経営改善計画に基づく資金	事業経営改善合理化資金	素材生産、素材・木材製品の引取り、素材等の加工を行うのに必要な資金	森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者、数人共同の事業体若しくは単独事業体	1億円 (特認2～5億円)	〔短期資金〕取扱量等により貸付利率 年1.30%、年1.50%、年1.60% 〔長期資金〕(据置期間1年以内)取扱量等により貸付利率 年1.00%、年1.20%、年1.30%
	新規需要創出資金	素材・木材製品の引取り、素材等の加工を行うのに必要な資金	木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者	1億円	〔短期資金〕貸付利率 年1.30% 〔長期資金〕(据置期間1年以内)貸付利率 年1.00%
構造改善計画に基づく資金	木材高度加工資金	木材の加工に必要な資金	木材の製造に係る事業体	1億円 (特認2億円)	〔短期資金〕貸付利率 年1.30% 〔長期資金〕(据置期間1年以内)貸付利率 年1.00%
		素材生産、素材・木材製品の引取り、素材等の加工を行うのに必要な資金	長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品の供給を行う者		
林業経営改善計画に基づく資金	林業経営改善資金	造林に必要な作業労賃、苗木代、燃料費等	林業を営む者	5千万円 (特認1億5千万円)	〔短期資金〕貸付利率 年1.60% 〔長期資金〕(据置期間1年以内)貸付利率 年1.30%
		素材生産の請負契約に基づく前渡金・中間払い金、作業労賃	林業事業体、知事が認定した中核組合		
	伐採・造林一貫作業推進資金	素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な資金	森林所有者、森林組合、森林組合連合会、素材生産業を営む者若しくはその組織する団体	1億円 (特認2億円)	〔短期資金〕貸付利率 選定経営体 年1.30% 上記以外 年1.50% 〔長期資金〕(据置期間1年以内)貸付利率 選定経営体 年1.00% 上記以外 年1.20%
木材安定供給確保事業計画に基づく資金	木材安定供給資金	素材生産、素材の引取り・加工、木材流通のコーディネーター、素材等の輸送、木材製品利用事業を行うのに必要な資金	森林所有者等、木材利用事業者等、木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体、木材の輸送を業として行う者、木材製品利用事業者等	3億円 (特認4億円)	〔短期資金〕貸付利率 年1.30% 〔長期資金〕(据置期間1年以内)貸付利率 年1.00%

※償還期限は短期資金1年以内、長期資金5年以内で、償還方法は取扱金融機関の定めによる。

※100%機関保証付きの場合は、上記貸付利率から0.4%を減じる。(例：年1.30%→年0.90%)